

国民健康保険税についてのQ & A

- Q 1 4月から後期高齢者医療保険に加入している世帯主宛に国民健康保険の納税通知書がきたのはなぜですか？
A 国民健康保険は世帯単位で納税通知書を送付します。そのため世帯主が後期高齢者医療保険に加入した場合でも、世帯のほかの方が国民健康保険に加入されている場合には、世帯主に対して納税通知書を送付します。送付された保険税額の中には後期高齢者医療保険に加入している方の分は含まれていません。世帯の中で国保に加入している方のみで計算しています。
- Q 2 国民健康保険税の税率はどのようにして決まるのですか？
A 国民健康保険では、今後見込まれる医療費の総額から公費負担・一部負担金を差し引いた給付費の総額（必要額）を算出した後、加入者の所得・資産・人数・世帯数などでこの必要額を割り戻して税率を設定します。
- Q 3 年金からの自動納付（特別徴収）が始まると聞いたのですが？
A 今年の10月から年金からの自動納付（特別徴収）制度が始まりますが、対象となる方は以下の3項目すべてに該当する世帯主の方になります。
・国民健康保険に加入されている方がすべて65歳から74歳までだけの世帯の世帯主（ただし平成20年度中に75歳を迎えられる世帯主は除く）
・自動納付対象となる年金額が年額18万円以上ある世帯主
・介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、自動納付対象となる年金額の2分の1を超えない世帯主
該当となる世帯主の方については7月に「特別徴収税額の通知書」を送付予定しています。
- Q 4 今年の11月に誕生日を迎え75歳となるのですが保険税はどのようになるのでしょうか？
A 今年の10月までは国民健康保険、11月からは後期高齢者医療保険へ加入となります。したがって、平成20年度は4月から10月までの7か月分は国民健康保険税、11月から3月の5か月分は後期高齢者医療保険料として納付していただくこととなります。国民健康保険税については7月に7か月で計算した納付書を送付、後期高齢者医療保険料については12月に5か月で計算した納付書を送付します。

代表的なQ & Aを掲載しました。その他わからない点がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

制度・給付に関すること 保険年金課 ☎40-5558
税に関すること 税務課 ☎40-5554



住宅の熱損失防止改修工事(省エネ改修工事)に伴う 固定資産税の減額措置制度が創設されました

平成20年度税制改正により、地球温暖化防止に向けて家庭部門の二酸化炭素排出量削減を図るため、既存住宅において一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合の固定資産税の減額措置が創設されました。窓の二重サッシ化や断熱改修など窓等を通しての熱の損失を防止する改修工事を行った住宅に対し、当該家屋に係る翌年度分のみ、固定資産税額（120㎡相当分）が3分の1減額されます。

減額を受けられる要件

ア 改修工事が平成20年1月1日以前から存在している住宅（賃貸住宅を除く）に対して行われること。

イ 改修工事が平成20年4月1日から平成22年3月31日までに行われること。

ウ 住宅の熱損失防止改修工事に伴う固定資産税の減額措置を一度も受けていない住宅

エ 次の から までの工事のうち、窓の改修を含む工事を行うこと。

また、 から の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになった工事であること。（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書が必要となります）

窓の断熱改修工事 床の断熱改修工事 天井の断熱改修工事 壁の断熱改修工事

オ 改修工事に要する費用が30万円以上であること。

減額される税額及び期間

改修工事を行った住宅の固定資産税から120㎡分を限度とし、翌年度の1年間に限り、固定資産税額相当分の3分の1が減額されます。

都市計画税についての減額はありません。

新築住宅・耐震改修の特例の対象となっている年度には、適用されません。

住宅のバリアフリー改修工事と同時に行った場合は、省エネ改修工事の減額措置との両方が適用されます。

申請書類

以下の書類にて住宅の熱損失防止改修工事完了後3か月以内に税務課資産税グループへ申告してください。

ア 住宅熱損失防止（省エネ）改修工事に伴う固定資産税の減額申請書

イ 建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書

ウ 省エネ改修工事に要した費用などが確認できる領収書等の写し

上記アの申請書は、税務課に備え付け、または市ホームページよりダウンロードできます。